

令和6年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

- 令和5年12月の総務省通知(※1)等における助言に基づく対応の状況を確認するため、令和6年4月1日時点における各地方公共団体の施行状況調査を実施

＜調査対象部門・職種(※2)＞

部門	一般行政部門	教育部門	警察部門	消防部門	公営企業部門
職種	一般事務職員 / 保育所保育士 / 技能労務職員 / 放課後支援員	教員・講師 / 一般事務職員 / 技能労務職員 / 図書館職員	一般事務職員	一般事務職員	一般事務職員 / 看護師 / 技能労務職員

＜調査対象団体数＞

区分	都道府県	指定都市	市区	町村	一部事務組合等	合計
団体数	47	20	795	926	1,148	2,936

(※1) 「会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)」
(令和5年12月27日付総行公第141号・総行給第78号)

(※2) 前年度と調査対象は同じ。なお、給食調理員は技能労務職員の
内数として再整理。

令和6年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

1-1. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

【制度趣旨の助言内容】

- 会計年度任用職員の勤務時間については、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
- フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではない
- フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについては、一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか改めて検証の上、慎重に判断する必要がある

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,170団体（50団体減少）、任用件数は54,616件（3,538件減少）となっており、依然、多くの部門・職種で任用されている状況
- 当該勤務時間について、業務内容に応じた勤務時間の積上げ、シフト・勤務体制、施設や窓口の運営時間等を考慮して設定したと回答している団体が多い

（1）団体区分別任用団体・件数

区分	任用 団体数	任用件数	(参考) 〈前回調査〉 任用団体数	(参考) 〈前回調査〉 任用件数
都道府県	13	314	15	503
指定都市	11	1,799	12	1,874
市区	423	36,164	428	37,257
町村	500	13,899	524	15,789
一部事務組合等	223	2,440	241	2,731
合計	1,170	54,616	1,220	58,154

(参考) 会計年度任用職員全体における割合の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
1日あたり15分短い勤務時間の職への任用件数 (A) ※1	66,429	55,662	56,573	58,154	54,616
会計年度任用職員数 (B) ※2・3・4	622,306	622,306	622,306	661,901	661,368
(A) / (B)	10.7%	8.9%	9.1%	8.8%	8.3%

- ※1: 令和2年度調査では「全ての職」を調査対象としたが、令和3年度以降は現在の「調査対象部門・職種(13部門・職種)における全ての職」としている。
- ※2: 任用期間が6ヶ月以上かつ1週間当たりの勤務時間が常勤職員の半分(19時間25分)以上の会計年度任用職員をカウント。
- ※3: 令和2年度から令和4年度は、直近である令和2年度に実施した「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」における令和2年4月1日時点の職員数を計上。
- ※4: 令和5年度から令和6年度は、本調査における該当年度の4月1日時点の職員数を計上。

（2）部門・職種別任用件数

区分		任用件数
一般行政 部門	一般事務職員	13,922
	保育所保育士	10,899
	技能労務職員	5,795
	放課後支援員	404
教育部門	教員・講師	3,213
	一般事務職員	3,495
	技能労務職員	6,728
	図書館職員	1,972
警察部門	一般事務職員	0
消防部門	一般事務職員	71
公営企業 部門	一般事務職員	3,847
	看護師	1,669
	技能労務職員	2,601
合計		54,616

（3）勤務時間設定の考え方

分類	職数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	5,606	64.7%
② 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	1,010	11.7%
③ 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	1,427	16.5%
④ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	180	2.1%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇期などに勤務しない時期があるため、通年ではパートタイムとなるもの	274	3.2%
⑥ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	167	1.9%
⑦ その他	0	0.0%
合計	8,664	100.0%

- ※ 該当する職を設置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。
- ※ 「職数」は、「任用件数」(合計で54,616件)に対応する職の数。

令和6年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

1－2. 1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職における勤務時間の見直しの実施状況

- 【制度趣旨の助言内容】
- パートタイム会計年度任用職員の勤務時間については、具体的な業務内容や時間外勤務の有無など勤務の実態を把握した上で、必要に応じ、フルタイムでの任用を含め、見直しの検討を行う必要がある
 - 1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職で、前年度（令和5年度）において、任用期間中の時間外勤務時間の1日当たりの平均が常勤職員との勤務時間との差（15分程度）以上であったが、令和6年度に職を設定するに当たり、勤務時間の見直しが行われていない職は581件。
 - そのうち、前々年度（令和4年度）も同様の勤務実態であったが、勤務時間の見直しが行われていない職の数は378件。
 - さらに、その前の年度（令和3年度）も同様の勤務実態であったが、勤務時間の見直しが行われていない職の数は332件。
 - 令和6年度における職の設定に当たり勤務時間の見直しを行っていない理由としては、前年度において時間外勤務が発生したのは一時的・突発的な業務量の増（※）であったこと等が挙げられていた。
- （※） 保育時間の延長、急患対応、休日のイベント開催等に関連した業務への従事

<勤務時間の見直しの実施状況>

区分	令和6年4月1日における 1週間当たり37時間30分以上の職数	うち前年度における任用期間中の時間外勤務時間の平均が、常勤職員の勤務時間との差以上であったが、令和6年度に職を設定するに当たり、勤務時間の見直しが行われていない職数	うち前々年度も同様の勤務実態(※)があったが、令和5年度に職を設定するに当たり、勤務時間の見直しが行われていない職数	うち前々々年度も同様の勤務実態(※)があったが、令和4年度に職を設定するに当たり、勤務時間の見直しが行われていない職数
都道府県	35	5	4	4
指定都市	133	14	6	6
市区	4,111	362	230	207
町村	3,830	169	114	95
一部事務組合等	555	31	24	20
合計	8,664	581	378	332

※ 「同様の勤務実態」とは、任用期間中の時間外勤務時間の平均が、常勤職員の勤務時間との差以上を指す。

令和6年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

2. 再度任用における公募の実施状況

【制度趣旨の助言内容】
○ 再度の任用を想定する場合の能力実証及び募集については、各地方公共団体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応することが必要

○ いずれかの部門・職種において、公募の実施に関する基準がある団体（任期ごとに毎回公募を行っている、または、公募を行わない回数等の基準を設けた上で公募を実施している部門・職種がある団体）は、2,399団体。

＜公募の実施状況（基準の設定状況）＞

団体区分	回答 団体数	いずれかの部門・職種において、 公募の実施に関する基準がある団体		いずれの部門・職種においても、 公募の実施に関する基準がない団体	
都道府県	47	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	20	19	95.0%	1	5.0%
市区	795	701	88.2%	94	11.8%
町村	926	768	82.9%	158	17.1%
一部事務組合等	1,148	864	75.3%	284	24.7%
合計	2,936	2,399	81.7%	537	18.3%

（参考）一般行政部門の一般事務職員における実施状況 （単位：団体数）

区分	毎回公募 又は1年-2年	1回又は 2年-3年	2回又は 3年-4年	3回又は 4年-5年	4回又は 5年-6年	5回以上又は 6年以上	公募を行う基 準なし	合計
都道府県	1	3	34	4	5	0	0	47
指定都市	0	2	6	2	9	0	1	20
市区	184	68	256	42	133	13	98	794
町村	437	54	171	33	55	7	162	919
一部事務組合等	272	60	145	38	65	8	177	765
合計	894	187	612	119	267	28	438	2,545

※ 「公募を行う基準なし」には、公募を行わない団体や、基準を設けず必要に応じ公募を実施する団体を含む。
※例えば 「2回又は3年-4年」の場合、再度の任用に際して公募を行わないのは、再度任用が「2回目まで」、または、任用期間の上限が「3年以上4年未満」とする基準を設定している団体を指す。

令和6年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

3. 適切な給与決定

【制度趣旨の助言内容】

- 給与水準については、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべき
- 単に財政上の制約のみを理由として、期末手当又は勤勉手当の支給について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 全ての部門・職種で常勤職員の給料表を基礎とした給料（報酬）決定を行っている団体は全体の90.9%、職種独自の事情により、一部の部門・職種で基礎としていない団体が全体の5.2%
(基礎としていない団体の中には、人材確保への支障という観点から従前の報酬水準を維持するため基礎とすることが困難であるという団体もあった)
- 全ての部門・職種で初回任用時の給料（報酬）決定において、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮している団体は全体の77.8%
- 全ての部門・職種で再度任用時に、経験年数等の要素を踏まえた給料（報酬）決定を行っている団体は全体の89.7%
- 期末手当又は勤勉手当を支給しない団体が一部存在している状況

(1) 常勤職員の給料表を基礎とした給料（報酬）決定

(単位:団体数)

区分	全ての部門・職種で基礎 としている団体		一部の部門・職種で基 礎としていない団体		全ての部門・職種で基礎 としていない団体		(参考)＜前回調査＞ 一部の部門・職種で基 礎としていない団体		(参考)＜前回調査＞ 全ての部門・職種で基礎 としていない団体	
都道府県	23	48.9%	24	51.1%	0	0.0%	26	55.3%	0	0.0%
指定都市	17	85.0%	2	10.0%	1	5.0%	3	15.0%	1	5.0%
市区	705	88.7%	56	7.0%	34	4.3%	64	8.1%	33	4.2%
町村	843	91.0%	63	6.8%	20	2.2%	53	5.7%	23	2.5%
一部事務組合等	1,081	94.2%	9	0.8%	58	5.1%	10	0.9%	56	5.0%
合計	2,669	90.9%	154	5.2%	113	3.8%	156	5.4%	113	3.9%

令和6年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

（２）職務経験等の要素を考慮した給料（報酬）決定（初回任用時）

（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で考慮している団体		考慮していない部門・職種がある団体		（参考）＜前回調査＞ 考慮していない部門・職種がある団体	
都道府県	22	46.8%	25	53.2%	30	63.8%
指定都市	12	60.0%	8	40.0%	9	45.0%
市区	492	61.9%	303	38.1%	319	40.1%
町村	767	82.8%	159	17.2%	176	19.0%
一部事務組合等	990	86.2%	158	13.8%	174	15.5%
合計	2,283	77.8%	653	22.2%	708	24.4%

※ 「初回任用時」とは、会計年度任用の職に初めて任用する場合を指す。

（３）職務経験等の要素を考慮した給料（報酬）決定（再度任用時）

（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で考慮している団体		考慮していない部門・職種がある団体		（参考）＜前回調査＞ 考慮していない部門・職種がある団体	
都道府県	19	40.4%	28	59.6%	32	68.1%
指定都市	15	75.0%	5	25.0%	6	30.0%
市区	671	84.4%	124	15.6%	133	16.7%
町村	858	92.7%	68	7.3%	70	7.6%
一部事務組合等	1,071	93.3%	77	6.7%	86	7.7%
合計	2,634	89.7%	302	10.3%	327	11.2%

※ 「再度任用時」とは、会計年度任用の職についていた者を、任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用する場合を指す。

令和6年度 会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）

（４） 期末手当の支給の有無

（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で支給する 団体		支給しない部門・職種がある 団体		（参考）＜前回調査＞ 支給しない部門・職種が ある団体	
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	795	100.0%	0	0.0%	2	0.3%
町村	915	98.8%	11	1.2%	9	1.0%
一部事務組合等	1,147	99.9%	1	0.1%	1	0.1%
合計	2,924	99.6%	12	0.4%	12	0.4%

（５） 勤勉手当の支給の有無

（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で支給する 団体		支給しない部門・職種がある 団体	
都道府県	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%
市区	768	96.6%	27	3.4%
町村	839	90.6%	87	9.4%
一部事務組合等	1,060	92.3%	88	7.7%
合計	2,734	93.1%	202	6.9%